

諮問日：令和元年7月8日（令和元年度（情）諮問第9号）

答申日：令和2年7月21日（令和2年度（情）答申第2号）

件名：東京地方裁判所における特定人に対する退去命令について記録した文書等の一部開示等の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、別紙記載1の文書については廃棄済みとして、別紙記載2から5までの各文書については作成し又は取得していないとしてそれぞれ不開示とし、別紙記載6の文書については「決裁票（件名「裁判所職員に対する加害行為等の報告書（H6. 12. 27付け総務局長通達総一第391号に基づく報告）」のもの）」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定してその一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が平成31年3月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

1 別紙記載1の文書について

特定の人物を名指しして、裁判の傍聴を妨害する裁判所の例外的な措置を実施したことを認めた上で、その文書を廃棄したということであるが、無責任極まりない。

2 別紙記載2の文書について

裁判の公開の原則を蹂躪する可能性のある例外的な措置を、決定過程及び責任の所在に関する情報を文書化せずに、実施したことになる。その正当性、つまり違憲の行為の不存在の立証責任は裁判所にある。裁判所が例外措置の正当性を立証する文書を提示しないこと、あるいは、市民の問い合わせに対して回答しないことは、正当化する特段の理由がないことを示すものである。

3 別紙記載 3 及び 4 の各文書について

東京地方裁判所の裁判官が作成した、あるいは認めた勾留状に、特定の人物を要注目人物として把握しているという内容の文言が明記されるなどしていた。このような特定を裁判所が行うことについては、違憲の疑いがある。その正当性の立証責任も裁判所にあり、立証がなければ裁判所が庁舎管理において違憲の不法行為を行っているとは判断せざるを得ない。

4 別紙記載 5 の文書について

この命令を根拠に特定人が逮捕・起訴されて有罪判決を受けるに至っているのであり、裁判所の重大な行為であり、その措置の妥当性については疑問があるので、書面を作成して保管し、請求に応じて開示すべきである。

5 本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分について

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた個人の印影と思える部分は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号ただし書ハに該当する項目も対象になっていると思われ不当である。また、公にすると公共の安全と秩序の維持、あるいは警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして原判断において不開示とされた部分は、支障を及ぼすとする根拠があるとは思えない記述部分が不開示処理されていると思われる。

6 本件開示の申出について

本件開示の申出については、再度、探索して対応する文書を開示すべきであり、仮に本件開示申出文書を作成していないのであれば、さかのぼって作成し直し、情報を開示すべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 別紙記載1の文書について

別紙記載1の文書として、庁舎管理権に基づき、特定人について、一定期間の立入を禁止するために作成した文書が存在したが、これは短期保有文書として保有されていたものであり、当該期間の経過後、事務処理上保有しておく必要がなくなったことから廃棄したものである。

2 別紙記載2の文書について

上記1のとおり、特定人に対する文書の提示のために人員を配していたが、警備態勢を敷いていたものではない。したがって、別紙記載2の文書は作成又は取得していない。

3 別紙記載3及び4の各文書について

上記1の特定人は、法廷において大声で不規則発言を行ったり、裁判官を誹謗中傷するような行為を繰り返していたため、関係職員において当該特定人は庁舎管理上の支障を及ぼすおそれがある人物であると既に認識されており、当該各申出に係る文書を作成する必要はなかった。したがって、別紙記載3及び4の各文書は作成又は取得していない。

4 別紙記載5の文書について

当該申出に係る退去命令は口頭で発せられたため、別紙記載5の文書は作成又は取得していない。

5 本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分について

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）には、個人識別情報である裁判所職員の印影が含まれているところ、苦情申出人は、これらには法5条1号ただし書ハに相当するものが含まれている旨主張する。裁判所の情報公開制度においては、職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は、特段の支障が生ずるおそれがある場合を除き公にすることとして取り扱っているが、職員の印影は、職員の職務遂行

に係る情報ではあるものの、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、そのような印影が公にされた場合には、これを偽造され、悪用されるなどして、個人の権利利益を害するおそれがある。このように、職員の印影については、上記の特段の支障が生ずるおそれがあるといえることができるから、法5条1号ただし書ハに規定する情報には相当しない。

また、本件対象文書中の「行為の概要」、「行為の日時」、「行為の場所」、「行為者」、「被害者、被害施設等」、「行為の態様及び被害の状況」及び「行為に至る経緯」の各欄に記載された情報のうち、原判断において不開示とされた部分は、それ単独で、又はこれらがあいまって若しくは行為者の知人や関係者が知り得る情報と合わせることによって、当該行為の特定につながり、これによって行為者個人の識別を可能とすることから、当該情報は一体となつて法5条1号に規定する不開示情報に相当する。さらに「裁判所の対応、その結果等の行為後の事情」欄に記載された情報は、行為者に対する裁判所の具体的な対応が記載されており、これを公にすることは、同種の行為に対する裁判所の対応をあらかじめ知らせる結果となり、今後の裁判所の警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。加えて、上記各欄には、行為の態様及び被害の状況並びに裁判所の対応、その結果等の行為後の事情等の情報が記載されているところ、これらを公にすることにより同種の加害行為を招来するおそれやその実行を容易にするおそれがあることから、これらの情報は法5条4号に規定する不開示情報に相当する。

- 6 なお、開示手続の対象となる司法行政文書とは、裁判所職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書等であつて、裁判所職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有するものをいうところ、裁判所においては、現に保有する司法行政文書を開示の対象とすれば足り、開示の申出に応じるために司法行政文書を作成する必要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 令和元年7月8日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年10月18日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ④ | 同年12月20日 | 審議 |
| ⑤ | 令和2年1月24日 | 審議 |
| ⑥ | 同年6月19日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑦ | 同年7月17日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 別紙記載1の文書について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、別紙記載1の文書については、東京地方裁判所において、庁舎管理権に基づき、特定人に対して一定期間の立入を禁止するために作成された文書が存在し、短期保有文書として保有されていたが、当該期間の経過後、事務処理上保有しておく必要がなくなったことから廃棄されたとのことである。東京地方裁判所事務局総務課の標準保存期間基準には当該文書に類する文書の保存期間についての定めは見当たらないものの、当該文書の性質をも踏まえれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、東京地方裁判所において、別紙記載1の文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京地方裁判所において別紙記載1の文書は保有していないと認められる。

2 別紙記載2の文書について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、東京地方裁判所において、特定人に対する文書の提示のために人員を配していたが、警備態勢を敷かなかったことから、別紙記載2の文書は作成し又は取得していないとのことである。裁判

所における庁舎管理のあり様から考えると、立入禁止命令書の提示のために警備態勢が敷かれることがないことは見易いところであり、ほかに警備態勢が敷かれていたことをうかがわせる事情も見当たらないことからすれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、東京地方裁判所において別紙記載 2 の文書は保有していないと認められる。

3 別紙記載 3 及び 4 の各文書について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、東京地方裁判所の関係職員において、特定人は庁舎管理上の支障を及ぼすおそれがある人物であると既に認識されており、別紙記載 3 及び 4 の各文書を作成する必要はなく、これらの文書は作成し又は取得していないとのことである。そして、この点について、当委員会庶務を通じて確認したところ、当該特定人に関するものに限らず、別紙記載 3 及び 4 に類するいわゆる要注意人物リストは、東京地方裁判所においてそもそも作成されていないとのことである。裁判所において、その職員が、庁舎管理等の職務を遂行するに当たり、庁舎管理上の支障を及ぼすおそれがある人物の存在を認識して対処することが求められる場合において、このような人物について把握することは、文書を作成するまでもなく、十分に可能であることは容易に推察されることを踏まえれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、東京地方裁判所において、別紙記載 3 及び 4 の各文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

苦情申出人は、特定人の裁判手続において、東京地方裁判所が当該特定人を要注意人物として把握していたことが明らかになった旨を主張するが、仮にそのような事実が存在していたとしても、そのことは別紙記載 3 及び 4 の各文書の存在を直ちにうかがわせるものではなく、上記の判断は左右されない。

したがって、東京地方裁判所において別紙記載 3 及び 4 の各文書は保有していないと認められる。

4 別紙記載5の文書について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示の申出に係る退去命令は口頭で発せられたため、別紙記載5の文書は作成し又は取得していないとのことである。裁判所の庁舎等の管理に関する規程は、退去命令の発令に関し、文書の作成の要否について何ら規定していないこと、退去命令がさまざまな状況に応じて臨機に発出されうるものであることなどを踏まえて検討すれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、東京地方裁判所において、別紙記載5の文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京地方裁判所において別紙記載5の文書は保有していないと認められる。

5 本件対象文書の本件不開示部分について

見分の結果によれば、本件対象文書は裁判所職員に対する加害行為等の報告書に関する決裁票であるが、このうち本件不開示部分は、①裁判所職員の印影並びに②特定人が職員からの警告に応じず、庁舎から退去しなかったという行為の日時、場所及び内容並びに当該行為に対する裁判所の対応、その結果等の行為後の事情に関する記載であることが認められる。

本件不開示部分のうち、①裁判所職員の印影については、法5条1号に規定する個人識別情報と認められる。そして、裁判所職員の印影は、職務の遂行に係る情報ではあるものの、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、そのような印影を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、当該裁判所職員の権利利益を侵害するおそれがあるといえる。したがって、裁判所職員の印影については、公にすることにつき特段の支障を生ずるおそれがあることから、法5条1号ただし書イに掲げる情報に相当するとはいえず、また、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報にも当たらない。

次に、②特定人の行為の日時、場所及び内容並びに当該行為に対する裁判所

の対応，その結果等の行為後の事情に関する記載は，当該特定人との関係において，法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められ，同号ただし書に規定する情報に相当するような記載は認められない。また，行為後の事情に関する記載については，その記載内容を踏まえて検討すれば，これを公にすると，同種の行為に対する裁判所の対応をあらかじめ知らせる結果となり，今後の裁判所の警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから，法5条6号に規定する不開示情報にも相当する。

したがって，本件不開示部分は法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

6 苦情申出人のその他の主張について

苦情申出人は，仮に本件開示申出文書を作成していないのであれば，これを作成して開示すべきである旨主張するが，取扱要綱において，裁判所はその保有する司法行政文書を開示の対象とすれば足り，開示の申出に応じるために司法行政文書を作成することまでは求められていないことからすれば，同主張は採用できない。

7 結論

以上のとおり，原判断については，東京地方裁判所において別紙記載1から5までの各文書は保有していないと認められ，また，本件対象文書の本件不開示部分は法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

1 立入り禁止命令書あるいはそのような内容の書面

特定日の早朝から東京地裁618号法廷の前の廊下付近で敷かれていた警備体制において、要注意人物と指定された傍聴希望者（「傍聴希望者A」とする。）に対して、東京地方裁判所事務局総務課の課長補佐が警備体制の区域に立ち入ることを禁止すると通知した際に当該人物に交付した命令書。

2 同日に東京地裁618号法廷前の廊下付近で敷かれていた警備体制の実施を裁可した行政文書

この警備体制を実施するよう課長補佐らに対して指示し、あるいは、その実施を検討し、実施するに至る過程の意思決定に係わるすべての司法行政文書。特に、警備体制の実施部署、責任者の氏名を示すもの。

3 東京高裁・地裁において要注意人物と把握されている人物のリスト

4 3の人物が注意を要すると認定されるに至る経過、あるいは認定の根拠を説明する文書

同日の警備体制に疑問を持った傍聴希望者Aとは異なる傍聴希望者（「傍聴希望者B」とする。）が課長補佐ら裁判所職員に対して、警備体制は違法ではないかと質問したところ、課長補佐は地裁所長の名義で退去命令を出し、警察に通報、傍聴希望者Bは逮捕され、「建造物不退去罪」で起訴された。

裁判所では傍聴希望を行う市民の中に「要注意人物」を特定して把握していることは明白である。要注意人物のリストが存在することは明らかである。

5 退去命令の書面として、4の「同日の」で始まる段落の傍聴希望者に対して退去命令が出された件で、東京地方裁判所所長の名義で発行された退去命令を記録する書面。

6 4の「同日の」で始まる段落の傍聴希望者に対して退去命令が出された件で、その退去命令発行決定の経過を記録する書面

退去命令の意義、効果、理由など。